

令和7年8月1日より

「事故防止機器」購入(リース)にかかる

経費の一部助成を実施します。

【機器助成対象者は自動車共済契約組合員】

助成対象機器は次の4種類

- ① ドライブレコーダー(ドラレコ単体)
- ② デジタルタコグラフ(デジタコ単体)
- ③ ドラレコ・デジタコ(一体型)
- ④ 後方確認センサー(トラックソナー)

※全機器とも2025年(令和7年)1月1日以降に導入した機器が対象となります。

※機器購入について各府県トラック協会助成との重複利用も認めます。

※【事故防止機器購入(リース)にかかる助成要領】を確認の上ご申請をお願いします。

【実施期間】 令和7年8月1日～令和8年2月28日

※ 期間中であっても助成総額の限度に達した時は、その時点で受付を終了します。
終了のお知らせは、ホームページの「重要なお知らせ」欄に掲載しますのでご
確認ください。

【お問い合わせ・申請書類送付先】

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2
近畿交通共済協同組合 事故防止課
TEL : 06-6965-2826

【事故防止機器購入(リース)にかかる助成要領】

1. 目的 事業用トラックによる事故防止を推進するため、「事故防止機器」
購入(リース)による経費の一部を助成し、その普及促進を図る為。
2. 助成対象者 自動車共済契約組合員
3. 助成対象機器
 - ドライブレコーダー(ドラレコ単体)
 - デジタルタコグラフ(デジタコ単体)
 - ドラレコ・デジタコ(一体型)
 - 後方確認センサー(トラックソナー)

4. 機器助成の範囲及び金額

- (1) 助成台数は、2025年(令和7年)3月末自動車共済契約台数によります。
(下記区分別助成台数表参照、後方確認センサーは除く)
助成金額は1台あたり10,000円以上300,000円までの機器を購入した場合は10,000円とし、
購入金額が300,000円以上の機器を購入した場合は30,000円とします。
購入金額が10,000円を下回る場合は購入実費金額を助成します。

区分別助成台数表

区分	2025年(令和7年)3月末 自動車共済契約台数	助成台数
A	100台以上	30台まで
B	50台～99台	25台まで
C	30台～49台	20台まで
D	11台～29台	10台まで
E	6台～10台	5台まで
F	1台～5台	自動車共済契約台数

- (2) 後方確認センサー(トラックソナー)
購入金額が1台あたり50,000円以上の機器を対象。
購入金額の半額を助成し、1台あたりの上限は100,000円。(但し、1社3台までとします。)

5. 申請必要書類

- ① 助成金申請書・・・【近畿共済ホームページよりダウンロード】
- ② 助成申請内訳書・・・【近畿共済ホームページよりダウンロード】
- ③ 『見積書・請求書・業者の装着証明書』等のコピー(品名・購入個数・購入金額がわかるもの)
- ④ 『領収書・振込書・物品納品書』等のコピー
※リースの場合は『リース契約書』のコピー
※車検証の添付は不要です。